

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 道路の区域を変更する件二件 五五
- 道路の供用を開始する件 五五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五五
- 公告  
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五五
- 落札者を決定した件 五五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五五
- 福島県選挙管理委員会  
○ 不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 五五
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 五五
- 正 誤  
○ 平成二十六年九月三十日付け定例第二千六百二十九号中 五五
- 平成二十六年九月三十日付け号外第四十号中 五五
- 平成二十六年十月三日付け号外第四十三号中 五五

## 告 示

### 福島県告示第六百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道浪江三春線	双葉郡葛尾村大字上野川字境ノ岫二〇番三地先から田村市船引町上移字下道二二一番二地先まで	変更前	変更後	八・六〇 二五・〇	四七九・一
		変更前	変更後	九・五〇 四五・二	四七九・一

（道路計画課）

### 福島県告示第六百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道金山新地停車場線	相馬郡新地町大字埒木崎字作田二〇番二地先から同郡同町大字埒木崎字台前三二七番一地先まで	変更前	変更後	六・〇〇 一九・一	八二〇・〇
		変更前	変更後	一〇・三〇 二二・七	八二〇・〇

（道路計画課）

### 福島県告示第六百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津高田柳津線	大沼郡会津美里町赤留字南中二四 四五番二地先から 同 郡同 町赤留字竹ノ花二 七二五番地先まで	平成二六年二月一九 日

(道路計画課)

福島県告示第六百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年十一月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 広野町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 広野檜葉都市計画下水道事業(広野公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成十三年九月二十一日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十三年九月二十一日から平成二十三年三月三十一日まで  
(変更後) 平成十三年九月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで(平成二十三年四月一日から平成二十六年十一月十七日までの期間を除く。)
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十三年福島県告示第百五十号)の事業地に双葉郡広野町大字下北迫字上大吹、字浜田及び字折返の各一部の区域を加える。  
同事業地に双葉郡広野町大字下浅見川字柳町、字広長、字桜田及び字松下の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち双葉郡広野町大字下北迫字前川原、字久保田及び字北釜の各一部の区域を除外する。  
使用の部分 なし  
(下水道課)

公 告

公告第三百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月二十八日
- 二 名称 NPO法人DASH
- 三 代表者の氏名 丹波 史紀
- 四 主たる事務所の所在地 福島県伊達市月舘町月舘字舘ノ腰四番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちに対して多世代・異文化交流や職業体験などの教育的なプログラムの提供に関する事業を行うことにより、子どもたちの可能性と生きる力を育む環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第328号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年11月18日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年10月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本ロジテック協同組合 東京都中央区佃一丁目11番8号
- 5 落札金額  
26,457,938円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日  
平成26年9月12日

(商工総務課)

公告第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十六年十一月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
須賀川市土地改良区

就任した役員

住所

役別 氏名  
理事 安藤 市郎 須賀川市前田川字稲荷田九五番地二  
同 矢吹 盛 同 市前田川字広町一一一番地四

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十七号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。  
平成二十六年十一月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	変更後	変更年月日
財団法人脳神経疾患研究所 所附属南東北福島病院 福島市荒井字檀ノ腰二番地	一般財団法人脳神経疾患研究所 研究所附属南東北福島病院 福島市荒井北三丁目一番地の二三	平成二十四年一〇月一日 平成一九年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第八十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二

条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。  
平成二十六年十一月十八日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人ギデオン福祉会エデンの園軽費老人ホーム	社会福祉法人創世福祉事業団軽費老人ホーム(A型)エデンの園	平成二十三年一〇月一〇日

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十六年九月三十日付け定例第二千六百二十九号中

四五二下	一八	適正	適切
	二二	適正	適切

○平成二十六年九月三十日付け号外第四十号中

二下	三	この申請による母子(父子)福祉資金以外の借入金の状況	この申請による母子(父子)福祉資金以外の借入金の状況
四上	五	連帯保証人を変更しようとする理由	連帯保証人を変更しようとする理由

○平成二十六年十月三日付け号外第四十三号中

五下	一	様式第20号の2	第20号様式の2
----	---	----------	----------